

学校等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号）第16条の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全確保（犯罪による被害に遭わないようにすることをいう。以下同じ。）のために必要な方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者及び管理者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、児童等の安全確保のための具体的な方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。
- (2) この指針は、児童等の発達段階や学校等及び地域の実情等に配慮し、適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 防犯の基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

1 見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することにより、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

2 学校等関係者の防犯意識の向上と領域の明確化（領域性の強化）

学校等関係者の防犯意識の向上を図るとともに、学校等の施設を囲障や扉等により、守るべき領域を明確にすることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

配置計画（注2）、動線計画（注3）等により、犯罪企図者の侵入を制御し、犯行の機会を減少させる。

第3 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来訪者の入り口及び受付の明示
- (5) 来訪者に対する名簿の記入の要請及び身元の確認
- (6) 来訪者に対する来訪者証の使用の要請
- (7) 来訪者への声かけの励行
- (8) 不審者の侵入を防ぐための学校敷地、校舎、教室等における防犯設備の設置
- (9) 事務室、職員室等からの見通しの確保

2 施設及び設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設及び設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門、フェンス、屋外の照明設備、施設の窓、施設の出入口、施錠設備等
 - (2) 死角の原因となる障害物の移動又は除去
 - (3) 警報装置、非常通報装置、防犯カメラ、テレビインターホン等の防犯設備
- 3 安全確保のための校内体制の整備等
- 児童等の安全確保を第一に、教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関と連携し、次のような取組の実施に努めるものとする。
- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校等独自の危機管理マニュアルの策定
 - (2) 学校等の内外の巡回
 - (3) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
 - (4) 学校安全委員会（注4）の設置や学校安全ボランティア（注5）による体制づくり
 - (5) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施
 - (6) 定期的な安全点検の実施
- 4 児童等の安全確保に係る教育の充実
- 児童等が犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を利用して次のような取組の実施に努めるものとする。
- (1) 不審者侵入時の対処方法を身に付けさせるための防犯教室や防犯訓練の実施
 - (2) 地域における危険箇所、「子ども110番連絡所」（注6）等の周知
 - (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
 - (4) 「安全マップ」等の作成等、地域社会の安全について児童等が主体となった学習の実施
- 5 保護者等、地域の関係機関等との連携
- 保護者等、地域の関係機関等と連携して、児童等の安全確保につながる次のような取組の実施に努めるものとする。
- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 保護者、学校安全ボランティア等による学校等の内外における巡回
 - イ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
 - ウ 地域住民等による児童等へのあいさつや声かけ運動
 - (2) 不審者に関する注意喚起文書等の配布や掲示など速やかな周知体制の整備
 - (3) 「子ども110番連絡所」（注6）等との連携強化及び整備
 - (4) 警察、消防等の協力による防犯教室、護身術等の防犯訓練、救命救急訓練等の実施
 - (5) 警察、消防等との緊急時の連絡体制の確立
 - (6) 医療機関等との連携による心のケアを必要とする児童等への対応
 - (7) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化
- 6 緊急時における対策
- 学校等の近隣において児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、学校等の実情に応じて次のような対策の実施に努めるものとする。
- (1) 危機管理マニュアル等をもとに、発生時の状況に応じた学校等安全管理体制の確立
 - (2) 保護者等への連絡及び登下校方法の決定等
 - (3) 学校等の内外における巡回及び安全確保についての警察及び消防等への要請
 - (4) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡体制の確立
 - (5) 臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「配置計画」とは、門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理者室・低学年の児童や幼児のための施設等の配置計画をいう。
- (注3) 「動線計画」とは、時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者など動線計画をいう。
- (注4) 「学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織をいう。
- (注5) 「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。
- (注6) 「子ども110番連絡所」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行う。